

施設等利用給付認定の変更手続き

施設等利用給付認定の内容が変更となる場合は、変更申請書の外に変更理由に応じた書類の提出が必要です。

■家庭状況の変更

変更内容		提出書類
保護者変更	離婚(調停)による別居	施設等利用給付認定内容変更申請書、1人親であることがわかる書類(調定中であることがわかる書類など)
	婚姻	施設等利用給付認定内容変更申請書、婚姻した相手の保育が必要な書類(就労証明書等)

※1号認定の代表保護者と異なる場合は、マイナンバーカードのコピーが必要です。

■保育を必要とする事由の変更

変更内容			提出書類
事由	勤務先 変更	就労	就労証明書
		自営業を開業 (法人化されていない場合)	就労証明書 開業届出書または営業許可証等のコピー
		育児休業明けの職場復帰	就労証明書(復職年月日が確認できるもの)
	妊娠・出産		母子健康手帳の出産予定日がわかるページのコピー
	育児休業の取得		就労証明書(育児休業期間が確認できるもの) <u>満1歳に達する日の属する年度末を超えて育児休業を予定している場合は、認定の継続はできません。</u> 出産 2 か月後の月末までに施設等利用給付認定取消申請書を提出してください。
	疾病・ 障がい	病気になった	病院等の診断書・意見書等
		障害者手帳が交付された	障害者手帳等のコピー
	介護・看護		介護(看護)申立書(タイムスケジュールを記入)と各種添付書類のコピー(病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳等)
	就学(職業訓練を含む)		就学申立書、在学証明書、カリキュラム等がわかるもの
	虐待・DV		保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー等

※その他にもケースに応じて別途書類の提出をお願いすることがあります。

■認定区分の変更

「転園」または「1号認定から2号認定」へ認定区分が変更になる場合には、変更申請書の提出が必要です。